

平成30年11月6日

奨学金制度に関する最近の施策

1. 給付奨学金の概要	(P. 2)	7. スカラシップ・アドバイザーの派遣について	(P. 10)
2. 貸与月額の新設	(P. 3)		
3. 平成30年度 奨学金事業 採用状況	(P. 5)	8. 進学マネー・ハンドブック、進学資金シミュレーター、奨学金貸与・返還シミュレーション	(P. 12)
4. 平成31年度奨学事業予算要求の概要	(P. 6)	9. 都道府県等との連携	(P. 13)
5. 所得連動返還方式	(P. 7)	10. 学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開	(P. 14)
6. マイナンバー(個人番号)の収集	(P. 9)		

1. 給付奨学金の概要

(1) 募集対象(予約採用)

- ・大学・短期大学・高等専門学校(4年次)・専門学校に進学(進級)する高校3年生等

(2) 給付金額

毎年度、学業の状況を確認したうえで給付を確定

- ・**月額2~4万円**(国公立別や通学形態による)
- ・児童養護施設入所者等には、別途一時金として**24万円**を支給

区分		給付金額 (月額)	対象規模 (1学年あたり)
国公立・自宅		2万円	進学者 2万人
国公立・自宅外	私立・自宅	3万円	
私立・自宅外		4万円	

※ 国立で授業料全額免除を受けた場合は減額される

(3) 基準

- ・機構から提示するガイドラインに沿って各高校等が定める推薦基準に基づき、高校等の学校長が候補者を機構に推薦

○ 家計基準

家計支持者(父母)が住民税非課税であり第一種奨学金の収入基準を満たす者(別途資産要件による制限在り)、生活保護受給世帯の者、社会的養護を必要とする者

○ 学力・資質基準 ①又は②を満たす者

- ① 各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めていること
- ② 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めていること

※社会的養護を必要とする生徒においては、以下のいずれかに該当すること

1. 特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること
2. 大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

(4) その他

- ・平成29年度は**私立・自宅外生と児童養護施設退所者等の社会的養護を必要とする者**を対象として先行実施

2. 貸与月額の新設

(1) 第一種奨学金

趣旨・目的

真に奨学金を必要とする者へ重点的に奨学金を貸与するため、比較的高所得の世帯の学生等について所得に応じた貸与額を設定。それにあわせて貸与月額に複数の選択肢を設けることで柔軟化を図り、借りすぎ防止の観点も含めて適正化を図る。

① 対象

・平成30年度新たに大学、短期大学、高等専門学校(4・5年生)、専修学校(専門課程)に入学する者

② 貸与月額

(単位:円)

区分	大学				短期大学・高等専門学校(4・5年生) 専修学校(専門課程)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000	51,000	54,000	64,000	45,000	51,000	53,000	60,000
最高月額 以外の月額				<u>50,000</u>				<u>50,000</u>
		<u>40,000</u>	<u>40,000</u>	<u>40,000</u>		<u>40,000</u>	<u>40,000</u>	<u>40,000</u>
	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	<u>20,000</u>	<u>20,000</u>	<u>20,000</u>	<u>20,000</u>	<u>20,000</u>	<u>20,000</u>	<u>20,000</u>	<u>20,000</u>

※下線付きの月額は、新たに選択できる月額

※申込時における家計支持者の年収が一定額以上の方は、各区分の最高月額以外の月額から選択

(2) 第二種奨学金

趣旨・目的

学生の利便性の向上を図るとともに、真に必要とする貸与月額の選択を可能とすることで適正な奨学金の受給を促し、借り過ぎの防止を図る。

① 対象

- ・大学、短期大学、高等専門学校(4・5年生)、専修学校(専門課程)で、平成30年度以降第二種奨学金の新月額を希望する者全て(現在貸与中の者も含む)

② 貸与月額

(単位:円)

	貸与月額				
大学、短期大学 専修学校(専門課程) 高等専門学校(4・5年生)	<u>20,000</u>	30,000	<u>40,000</u>	50,000	<u>60,000</u> <u>70,000</u>
	80,000	<u>90,000</u>	100,000	<u>110,000</u>	120,000

※下線付きの月額は、新たに選択できる月額

※私立大学の医・歯・薬・獣医学課程における増額貸与の額、及び入学時特別増額貸与奨学金の額は変更無し

■ 給付奨学金

- ◆ 30年度採用 [給付対象者：20,000人]

10月までの累計で、18,649人(2,657校)の採用を決定した。

- 31年度進学予定者を対象とする予約採用 [給付対象者：20,000人]

5月より採用候補者の推薦を受け付けた。(審査・集計中)

審査・選考のうえ採用候補者を10月下旬を目途に決定する。

■ 貸与奨学金

- ◆ 第一種奨学金の採用状況

196,933人 (4月～10月累計、前年度比 約19,000人の増)

⇒「残存適格者の解消に向けた在学採用における当初内示枠の撤廃」及び

「低所得世帯における学力基準撤廃」の効果

- ◆ 第二種奨学金の採用状況

219,623人 (4月～10月累計、前年度比 約26,000人の減)

⇒「二種から一種への流れ」の加速化

4. 平成31年度奨学事業予算要求の概要

予算額

(単位: 億円)

区 分		平成30年度	平成31年度 (案)	比較増△減	
事業費合計 (A+B+C)		10,446	10,755	309	
給付	事業費総額 (A)	73	152	79	
	財源 国庫補助金	(105)	(140)	(35)	
(無利息) 第一種	事業費総額 (B)	3,601	3,826	225	
	財源	政府貸付金	959	1,092	133
		民間資金借入金	186	387	201
		返還金等	2,456	2,359	△ 97
(利息付) 第二種	事業費総額 (C)	6,771	6,777	6	
	財源	財政融資資金	7,043	6,684	△ 359
		財投機関債	1,200	1,200	0
		借入金償還等 (返還金)	△ 1,472 (6,018)	△ 1,107 (5,876)	365 (143)
利子補給金		0	0		

※合計及び増減は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(単位: 万人)

予算人員

区 分	平成30年度	平成31年度 (案)	比較増△減
合計	131.5	138.8	7.2
給付奨学金	2.0	4.1	2.1
第一種奨学金	53.8	57.9	4.2
第二種奨学金	75.7	76.7	1.0

※合計及び増減は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

5. 所得連動返還方式 ①概要

1. 所得連動返還方式とは

- 返還月額が、前年の所得（課税総所得金額）に応じて変動する方式
【返還初年度】 原則、定額返還方式の返還月額の半額
※ 経済的事情により返還困難な場合は、願出により最低返還月額（2,000円）での返還が可能
【2年目以降】 前年の所得に応じた返還月額（所得の9%÷12の金額）

2. 適用条件

- 平成29年度以降、第一種奨学金に採用となった奨学生
- 機関保証を選択していること
- マイナンバー（個人番号）を提出していること

3. 選択の時期

- 申込時に「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のいずれかの返還方式を選択
- 貸与中は返還方式を自由に変更可能、貸与終了後は定額返還方式から所得連動返還方式への変更のみ可能

4. 選択状況

- 平成29年度末時点 …15.7%
- 平成30年9月末時点…15.6%

参考: 定額返還方式を選択した主な理由(平成30年度4・5月採用者へのアンケートより)

- 所得に左右されず一定の返還月額で返還したかったから…67.7%※
- 親や高校の先生などから定額返還方式を勧められたから…39.1%※

※定額返還方式選択者のうち、上記回答を選択（複数回答可）した者の率

5. 所得連動返還方式 ②返還月額イメージ

モデル

第一種奨学金を私立・大学・自宅生として4年間利用した場合 → 貸与総額 2,400,000円 (50,000円 × 48月)

1. 定額返還方式の返還例

返還月額・返還期間は貸与総額によって決定

返還月額…13,333円 返還期間…180ヶ月 (15年)

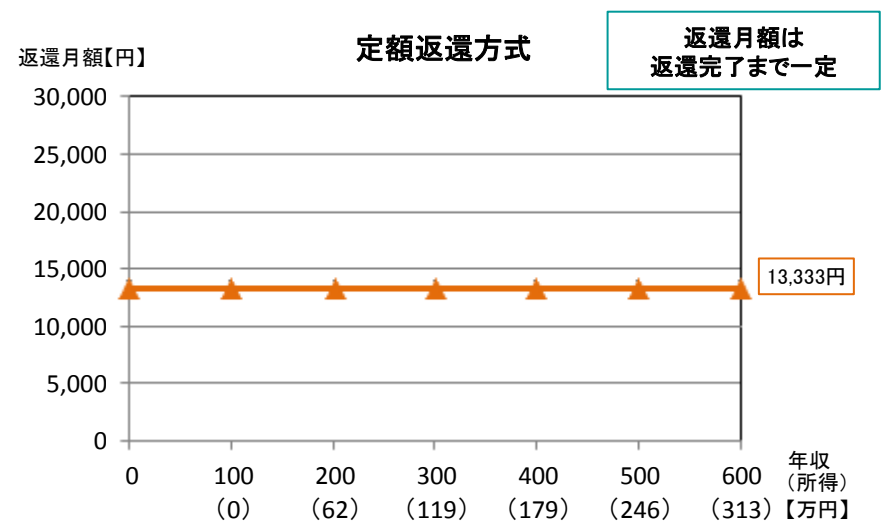
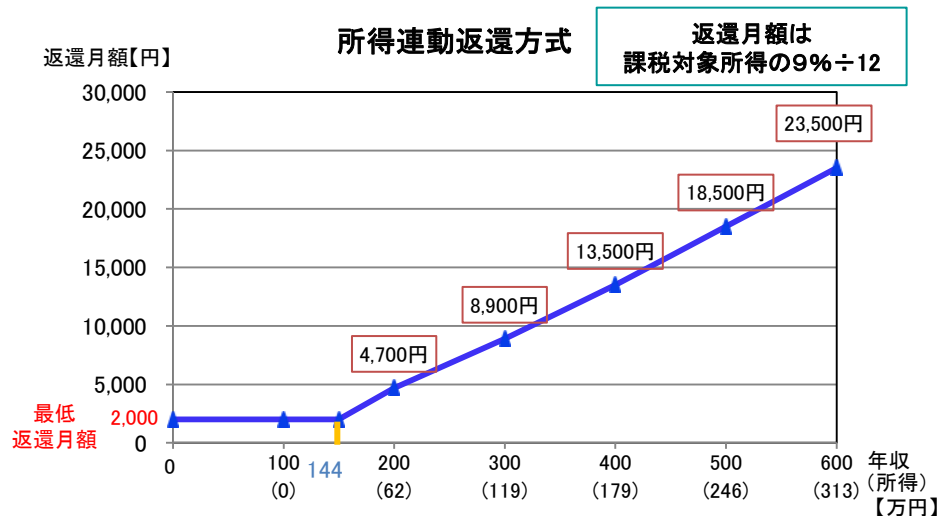
2. 所得連動返還方式の返還例

返還月額・返還期間は前年の所得に応じて変動

【返還初年度】 原則、定額返還方式の返還月額の半額 (13,333円 / 2 = 6,666円) (小数点未満切捨て)

※経済的な事情により返還が困難な場合は、願出により最低返還月額 (2,000円) での返還が可能

【2年目以降】 前年の所得に応じた返還月額 (課税対象所得の9%を年額とした月割の金額)



6. マイナンバー（個人番号）の収集

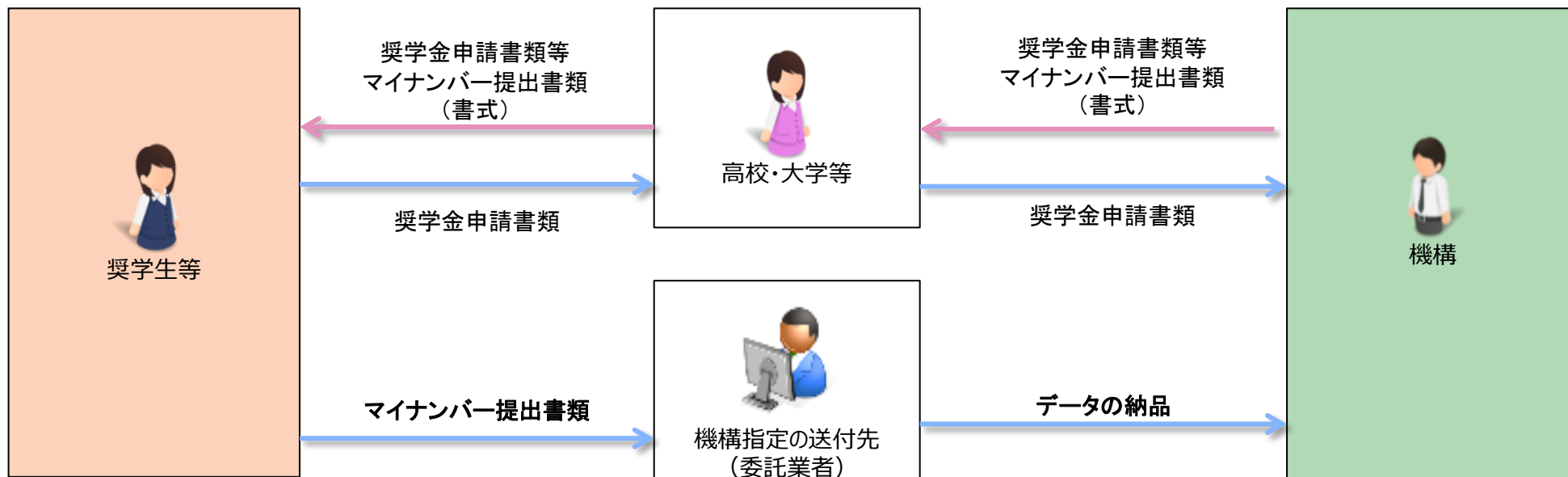
日本学生支援機構におけるマイナンバーの使用

- 機構側のメリット
 - 情報提供ネットワークシステムにアクセスすることにより、奨学生の「収入の情報」などが入手できる。
- 奨学生側のメリット
 - これまで各種手続きに必要な証明書類の一部を省略できる。

マイナンバー提出の流れ

- マイナンバー及び関連書類は機構の指定する送付先へ簡易書留で提出。
→奨学生が高校・大学等に在学中であっても、学校関係者がマイナンバーを直接取り扱うことはない（下図参照）。
（各種申込書類等については従来どおり学校経由で収集）

奨学金の申請時等における学生等のマイナンバー提出の流れ



7. スカラシップ・アドバイザーの派遣について

目的

スカラシップ・アドバイザー(以下、「アドバイザー」という。)が

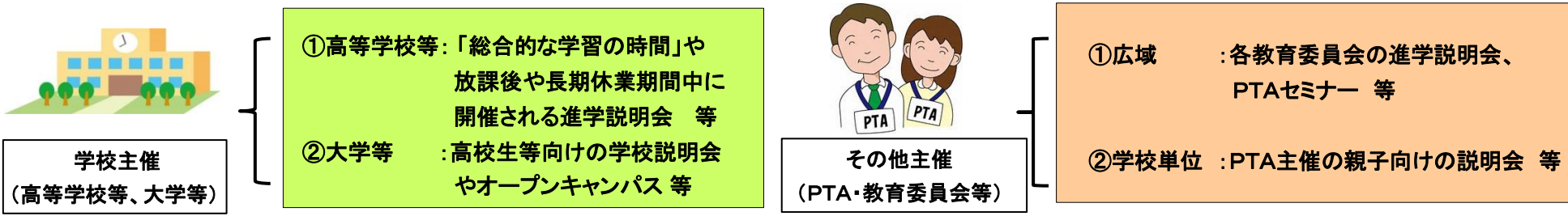
- 進学費用準備のための資金計画の説明・助言等を行うことにより、高校生や保護者などが進学を考えるにあたっての、経済的な不安を軽減させる。
- 高校生やその保護者などが、安心して奨学金を利用するための知識を提供する。

概要

日本学生支援機構が、高等学校等や大学等、あるいは、PTAや教育委員会からの申込みに基づき、高校生やその保護者を対象とした学校行事等にアドバイザーを派遣し、進学のための資金計画の説明や奨学金の説明を行う「奨学金等進学資金ガイダンス」を開催する。



活用例



所要時間	「奨学金等進学資金ガイダンス」内容
30～90分程度	全体説明 <ul style="list-style-type: none"> ・大学等への進学のための資金計画(奨学金事業の概略の説明を含む。)の説明 ・資金計画の作成方法の説明(参加者による資金計画の作成を含む。) ・質疑応答
30～90分程度 ※「全体説明」50分以上での申込みで希望がある場合に限る。	個別相談 <ul style="list-style-type: none"> ・資金計画の作成への助言等 ・質問対応等

7. スカラシップ・アドバイザーの派遣について

(1) 事業拡大に向けた取組、サービス向上に資する取組

- 大学等における高校生等を対象にしたオープンキャンパス等への派遣を開始
- 学校等からの要望に基づき、短時間でのガイダンス実施を開始

(2) 平成30年度スカラシップ・アドバイザー養成プログラム

- 平成30年8月27日から9月27日に実施（全国7会場、募集定員：510名）
- 400名を認定。平成29年度認定者を含めると、約3,000名

(3) 派遣件数(予定含む、平成30年11月1日時点)

641件

【内訳】

平成30年度以降派遣件数：460件(派遣済 412件、派遣予定 48件)

＜学種等別内訳＞

高校等	: 339件
大学等	: 103件
その他(法人等)	: 18件

平成29年度派遣件数：181件

進学マネーハンドブック

- 高等学校等の教員の皆様方が、生徒やその保護者に対して、大学・短期大学・専修学校(専門学校)への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう、必要な情報をイラストや図で分かりやすく説明した冊子です。
- 冊子を読み進めることで、進学等のためのマネープランの考え方の概略から、マネープランの立て方、実際に奨学金を利用する方法までが理解できるようになっています。



進学資金シミュレーター

- WEB上で必要事項を入力することにより、進学のための資金計画を立てる際のシミュレーションを行えるシミュレーターです。
- 次の2種類のシミュレーションがあります。

- ・学生生活費シミュレーション
例示された平均的な費用を参考に学生生活を送るための収入と支出を入力することにより、必要な経費について理解を深めることができます。
- ・奨学金選択シミュレーション
保護者の年収、世帯構成、兄弟の修学状況等を入力することにより、利用可能な奨学金を診断できます。



奨学金貸与・返還シミュレーション

- 貸与月額等の条件を設定し、返還総額・返還回数等を試算することができます。



1. 大学等進学前に奨学金を申し込む高校生等に対し、奨学金制度や手続き等にかかる理解の増進や返還意識の涵養を図るため、各都道府県の教育委員会が主催する高校教員等を対象とした説明会等において、奨学金に関する説明及び資料配付を実施。

◆平成30年4～9月までの対応状況

- ・ 職員派遣：20府県（22地区）（機構主催による高校教員等を対象とした奨学金説明会3県を含む）
 - ・ 資料配付：25都道府県（うち2県は職員派遣も実施）
- ※平成30年2月～3月に4県に職員派遣を行っており、47都道府県で職員派遣及び資料配付を実施。

なお、そのほかに高等学校PTA連合会主催の地方大会において資料配付を実施（6～8月）

2. 地方公共団体の返還支援が拡大

○ 各県独自の施策として返還支援の取組の状況

平成27年度 第1号：山口県 平成30年10月現在 24都県、31市町村

- ①各県（基金設置団体）と情報のやり取りのため、機構ホームページに「会員ページ」を開設。（平成26年度～）
- ②機構HPから希望のある県、市のホームページへのリンク。

10. 学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開

○機構ホームページ上に平成29年4月より平成27年度末時点の情報を公開。

○平成30年7月に、平成28年度末時点にデータ更新。

【情報公開の目的】(機構ホームページより)

(独)日本学生支援機構(以下、機構)奨学金には多額の公的資金が投入され、貸与を受けた方からの返還金と併せて、次の世代の奨学生に奨学金を貸与するための資金として活用され、多くの学生を支えています。

次の世代の学生にしっかりと奨学金をつないでいくためにも、返還者となった奨学生が延滞状態にならないようにすること、また仮に延滞状態となってしまった場合であっても、その状態が長期間に及ばないようにしなければなりません。

そのためには、各学校と機構が連携・協力し、奨学生に対して、借り過ぎることなく適切な貸与額を選択させるための指導、返還意識の涵養、返還が困難になった際の救済措置に対する理解を深める等、在学中の指導を徹底することが何よりも大事なことです。

学校毎の貸与及び返還状況に関する情報の公開は、各学校と機構との連携・協力による取組の成果を広く社会に明らかにすることを通じて、独立行政法人として納税者たる国民の皆様への説明責任を果たすとともに、各学校におけるこれらの取り組みを支援することを目的としています。

なお、ここで明らかになる情報は、各学校の一側面を表しているもので、状況を相対的に比較できるものではないことにご注意ください。